



医療法人制度改革

常任理事・医療政策部長 藤原 秀俊

はじめに

厚労省は医療法人制度の抜本改革の全体像として「医療法人制度改革の基本的な方向性について（今後の議論のたたき台）」を平成17年4月15日「医業経営の非営利性等に関する検討会」に提出した。その中で医療法人制度改革の基本的な方向性として、①非営利性の徹底②公益性の確立③効率性の向上④透明性の確保⑤安定した医業経営の実現を挙げた。また将来的に医療法人は拠出額限度医療法人（非営利を徹底した新しい医療法人）と認定医療法人（さらに公益性を高めた新しい医療法人）の二つに整理し、現行の「社団・持分あり」を廃止するという内容を盛り込んだ。

「医業経営の非営利性等に関する検討会」は、平成15年10月より計9回にわたる議論を積み重ね、また厚労省の4月15日提出のたたき台を基に「医療法人制度改革の考え方」と題する最終報告書を7月22日まとめた。その骨子は、①既存の持分あり・社団の医療法人については当分の間経過措置を設ける②新規参入の医療法人については、持分あり・社団の形態は認めないが、解散の場合、自己の拠出額までは認める③公益性の高い医療サービスを提供する医療法人については、特定医療法人・特別医療法人を基とする新たな医療法人を制度化する、というものである。

最終報告書を受け、厚労省は社会保障審議会の医療部会に報告し、平成18年の医療制度改革に向けた医療制度改革関連法案に、報告書の内容を盛り込む考えである。

原案段階で提案された、公益性の高い医療サービスを提供する新たな医療法人としての「認定医療法人（仮称）」は、名称・概念共に削除された。それに代わり、特定医療法人と特別医療法人

をベースに新制度を創設することとなった。

原案段階では医療法人は拠出額限度医療法人と認定医療法人（仮称）の2つに分類する考えを示していたが、長期間の経過措置期間を設け当分の間は持分のある医療法人を認め、持分のある医療法人は経過期間の間に自主的に新制度に移行できるようにした。また医療法人の残余財産の帰属先を医療法上限定すべきと示していたが、当分の間経過措置を設けることとなった。しかし新規参入の医療法人のみには持分ありを認めない方針となった。すなわち医療法人は3分類として報告されている。

そのほか、財務状況を広告できるようにすること、理事・監事・理事会の役割を法律上明確にすること、財団法人には評議員会の設置を義務付けること、など医業経営面の透明化を法的に裏付けるよう求めている。なお一人医療法人に関する具体的な記述はない。

A]「医療法人制度改革の考え方」最終報告書

I. 民間非営利部門である医療法人に必要な規律

- 1) 医業経営の基本原則（理念）を医療法に規定を設けることを検討すべき。
- 2) 法人の設立者、役員、社員または評議員またはこれらの者の親族等に対して、特別の利益を与えないことを医療法上明確に規定することを検討すべき。
- 3) 医療法人の社員資格を明確に定めると共に、少なくとも営利を目的とする法人が医療法人の社員となることができないよう医療法ほか関係法令上措置するべき。
- 4) 社団医療法人の社員の議決権は拠出額の多寡

- に関わらず一人一票であることを医療法ほか関係法令において明確に定める必要がある。
- 5) 医療法人の理事・監事・理事会の役割を明確化すべき。
 - 6) 財団法人において、評議会を医療法上規定すべき。
 - 7) 医療法人の定款の定めるところにより、拠出金制度を選択できるようにすべき。
 - 8) 医療法第51条、第52条は医療法人の経営の透明性を確保するために必要なものであり、今後も維持されるべき。また各医療法人が提出した書類を閲覧できる体制を整えるべき。
 - * 医療法第51条：医療法人は毎会計年度の終了後2月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 2、前項の規定により届け出るべき事項の細目および届出の手続きは、厚生労働省令で定める。
 - * 医療法第52条：医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表および損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。
 - 2、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求める事ができる。
 - 9) 医療法人の財務状況や財務状況に関する情報（格付け情報）など、地域に広告できるよう整理をすることにより、資金調達の多様化に資するような対応を検討すべき
 - 10) 医療法人の役員等が株式会社など営利を目的とする役員等を兼任する場合であって、かつその営利を目的とする法人から医療法人が資金の支援等を受けているときには、医療法人において関連する営利を目的とする法人の名称等を開示しなければならない取り扱いとすべき。
 - 11) 解散する医療法人の残余財産に関して法制上の配慮を行う規定が必要である。

規制改革・民間開放推進会議が主張した、「医療法人の議決権を出資額に応じた個数とする」に関しては、否定されている。また営利法人からの役

員や資金援助のある場合は、営利法人名を開示することを義務付けている。さらに効率性の向上に関して「たたき台」に記載されていた、「社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を検討」という部分は削除された。

II. 公益性の高い医療サービスを提供する医療法人の規律

特別医療法人や特定医療法人の規律を基礎として考えるべきであり、現行の規律で医療経営に支障がある規律については極力見直すべきである

- 1) 社会福祉法人との整合性のある、情報開示が必要である。
- 2) 適切な役員等の報酬等の基準を一律に設けることは支障が多く、医療法人の自立性を尊重することとし、役職員に対する報酬等の支給規定を地域社会に積極的に情報開示することで対応する。その際現行の特別医療法人および特定医療法人の要因である役職員の給与制限については、見直すべきである。
 - * 特別および特定医療法人の役職員の給与規定：給与支給額は年間3,600万円以下であること
- 3) 役員、社員および評議員について、同一親族が占める割合を現在数の「3分の1以下とするといった」規律を医療法上設けるべきである。
- 4) 多様な人材から理事長を選ぶことができるよう医療法上の規定を見直すべきである。また法人の設立、理事長の変更許可または届出の時点で理事長名を開示する取り扱いも検討に値する。

- 5) 評議会の設置を医療法上明確にすべき。評議会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織される。また業務に関する重要事項は定款または寄付行為をもって評議会の議決を要するものとすべきである。
- 6) 一定規模以上のものは、公認会計士や監査法人による財務諸表監査を受けなければならないものとする。これにより医療法施行規則第30条の34の規制については適用しない事が必要である。また保有する現金等の預け入れ先

に関する規制については適用しないことも必要である。

*医療法施行規則第30条の34：病院または介護老人保健施設を開設する医療法人は、その試算の総額の100分の20（法第42条第2項に規定する特別医療法人にあっては、100分の30）に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、その限りでない。

2.前項に規定する自己資本とは、資本金および剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。

なお本検討会の最終報告書内の、財団医療法人に必置義務を提案した評議会については、政府の「公益法人制度改革に関する有識者会議」が平成16年11月にまとめた報告書に基づくもので、財団

には社員総会が存在しないため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな機関（評議会）を法定すると共に、理事の業務執行の適正を確保するため、監事を必置機関とする必要がある。また評議会は3人以上の評議員により構成され、理事の解任、監事の選解任、計算書類の承認など法律で定める事項に限り、決議を行う機関とする。また評議員の選解任は、評議会の決議によるとしている。なお新しい「公益性の高い医療サービスになう医療法人」では必置ではなく、「設置できる」規定としている。

B) 社会保障審議会医療部会「医療提供体制に関する意見中間まとめ」(8月1日厚生労働省)

平成18年の通常国会への医療法等改正案提出を念頭に、昨年9月から15回にわたって審議してき

	通常の医療法人	特定医療法人	特別医療法人
法人の種類	財団、社団（持分あり、持分なし）	財団、社団（持分なしに限る）	財団、社団（持分なしに限る）
医療施設の要件	（「特定」「特別」の欄に記載のような）制限なし	◆40床以上の病院または15床以上の救急告示診療所であること、等	◆同左 ◆9種類の特定病床のいずれかを有するか、へき地医療等公益性の高い医療を実施する病院、診療所であること
収入要件	（「特定」「特別」の欄に記載のような）制限なし	◆社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること ◆自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること ◆医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること ◆差額ベッド比率30%以下	◆同左 ◆同左 ◆同左
同族要件	（「特定」「特別」の欄に記載のような）制限なし	役員と同族割合が3分の1以下	同左
給与要件	（「特定」「特別」の欄に記載のような）制限なし	給与支給額は年間3,600万円以下であること	同左
残余財産の帰属	（「特定」「特別」の欄に記載のような）制限なし	国等に帰属	同左
業務内容	医療および附帯業務、付随業務のみ	同左	医療および附帯業務、付随業務のほか、収益業務も可能
法人税率	30%	22%（軽減税率）	30%
根拠法規	医療法39条	租税特別措置法67条	医療法42条2項の2

た結果を中間的に取りまとめたもの。

この中で医療法人制度改革については、平成17年7月の「医業経営の非営利性等に関する検討会」の報告書と同様に、

- 1) 医療法人制度全体について非営利性をより明確にし効率性や透明性の向上を図ることなどについて検討すると共に、公益性がある医療法人が都道府県が作成する医療計画に基づいた医療を積極的に担っていく方向を目指すことが必要。
- 2) 安定した医業経営の実現の観点から、資金調達手段の多様化や、地域の住民や企業が寄附等を通じて医療法人を地域で支えていく仕組みを検討することが必要。
- 3) 医療法人の公益性の内容を明確にした上で、高い公益性のある医療法人への寄付金を促進する等の税制措置が講じられるべき。
- 4) 法人設立等の際の財産拠出者に係る「持ち分」の取り扱いについての見直しを行う際には、新制度への移行については、法人運営に支障を来たすことのないよう、必要な経過措置等を講ずるべき。

と述べられている。

おわりに

厚労省はこの度の医療法人制度改革の考え方を示す上で下記の3点についても念頭においているものと思われる。

- 1) 総合規制改革会議やその後継組織である規制改革・民間開放推進会議からしばしば指摘されている、①様々な手段を通じて事実上の配当をしている②内部留保を通じて個人財産を蓄積し、社員の退社時にまとめて剰余金を払い戻すことによって事実上の配当を行っている③MS法人などの営利法人に利益を移転す

ることによって事実上医療法人が利益を目的としたものになっている、などに対し、非営利性や公益性を高めその批判に答えること。

- 2) 現在租税特別措置法上の制度であり、財務大臣の認可が必要な（財務省管轄）特定医療法人を、医療法上に位置づけ、医療法人は全て厚労省の管轄とすること。
- 3) 昭和32年12月厚労省医務局総務課長は、茨城県衛生部長宛回答の中で、医療法人の社員が退社することになり、その際出資した土地の返還を要求した事案に対し、「退社社員に対する持分の払い戻しは、退社当時当該医療法人が有する財産の総額を基準として、当該社員の出資額に応ずる金額でなしても差し支えないものと解する」と通知した。これにより、実質的に退社社員に対し退社時の医療法人の有する財産の総額を基準として、社員の出資額に応じた払い戻しが認められることとなった。厚労省はこの回答の廃止を狙い、今後このような疑念が起こらないよう新たな医療法人制度の中に規定する必要がある。

参考文献

- | | |
|------|---|
| 厚労省 | 医業経営の非営利性に関する検討会報告書 2005年7月22日 |
| 厚労省 | 社会保障審議会医療部会「医療提供体制に関する意見中間まとめ」2005年8月1日 |
| 厚労省 | 医療法人制度改革の基本的な方向性について 2005年4月15日 |
| 中川俊男 | 認定医療法人 北海道医報 2005年6月1日 第1041号 |
| 今 真人 | 医療法人制度改革について 札医通信 2005年6月 第454号 |